

サプライチェーン脱炭素化・中小企業脱炭素経営支援等業務仕様書（案）

1 概要

（1）趣旨

脱炭素社会の実現に向け、企業にも対策や取組が求められる中、環境等に配慮した投資であるESG投資が国際的に広まっている。

他方、国や京都府が行う現行の算定・報告・公表制度で求める温室効果ガス排出量（以下「排出量」という。）の範囲は、事業者自らの範囲に留まっており、ESG投資等で求められつつある、各事業者の調達や廃棄、購入や販売などを通じたサプライチェーンにおける排出量の把握、削減への対応が遅れている。

また、ESG投資の直接的な投資対象とならない非上場企業である中小企業においては、自らの排出量の把握や削減などを進めるインセンティブが弱く、ESG投資の対策を積極化する上場企業等がサプライチェーンの脱炭素化を進める上で、障害となっている。

さらには、中小企業の脱炭素化支援に向けては、中小企業の脱炭素経営に向けた理解を促進するとともに、中小企業を伴走支援する金融機関の支援体制を整備することが求められている。

このような背景を踏まえ、本事業では、サプライチェーンの脱炭素化に取り組もうとする京都府内企業に対し、省エネルギーの推進、再生可能エネルギーの導入等により、国際的に求められる水準を踏まえた計画策定支援等を行うとともに、中小企業及び金融機関行員向けセミナーの開催等を実施することを目的とする。

（2）名称

サプライチェーン脱炭素化・中小企業脱炭素経営支援等業務

（3）契約期間

契約締結の日から令和7年3月14日（金）まで

2 業務内容

受託者は、下記（1）～（5）の業務を実施するものとする。契約締結後速やかに、業務の実施体制及びスケジュール等についての具体的な作業工程表を作成し、京都府の了承を得ること。

また、業務全体の進捗管理を行い、変更等が生じたとき、或いはその恐れがある場合には、必要に応じて京都府と協議の上、決定すること。

（1）SBT等に整合した排出量削減目標等の設定支援

本業務の支援対象企業2社程度に対して、次のとおり、SBT^{*1}等の国際的に認知された認証等に整合した排出量削減目標や再生可能エネルギーの導入計画の策定支援を行うこと。（支援対象企業は、京都府が別途募集する中小企業を指す。各支援対象企業は、それぞれサプライチェーンに含まれる上場企業等1社（以下、「連携事業者」という。）と共に本事業に参加する。）

なお、調査の対象とする温室効果ガスは、支援対象企業の実態や要望等を踏まえ、適宜、二酸化炭素に限定することができるものとする。

また、SBT等の認証取得については、支援対象企業の判断に委ねるものとする。

- ① 支援対象企業及び連携事業者に対するミーティングや目標整理等を行うこと。
- ② 中小企業版 S B T 等の取得に向けた排出量算定・削減計画の策定支援を支援対象企業に対して行うこと。上記支援は、Scope 1 及び Scope 2 の排出量を基本的な対象とし、Scope 3 については、概要説明や算定方法等に関する説明を追加的に行うものとする。なお、当該支援対象企業の中小企業版 S B T 取得等に関する経営層への提案等を行うこと。
- ③ 連携事業者の Scope 3 の状況や削減目標等をヒアリングし、その上で、当該企業が支援対象企業の脱炭素化を支援するための具体的な手法について検討すること。
(支援対象企業の意識醸成、支援対象企業の排出量の算定・削減方法の検討支援等を想定)
- ④ 京都府が一般社団法人知恵産業創造の森に委託する令和 6 年度省エネ・節電・EMS 診断事業^{※2}を利用して、各支援対象企業への省エネ診断を実施すること。その際、脱炭素の実践に向けて、温室効果ガスの排出削減の観点でも、相互に情報連携を図るものとする。
- ⑤ サプライチェーンにおける脱炭素化事例集を作成するとともに、サプライチェーンにおける脱炭素化に向けた現状、課題解決の提案を行うこと。なお、業務にあたっては、必要に応じて、環境省等国において作成されている各種マニュアルや過年度の京都府事業も参考とすること。

※1 S B T : Science Based Targets の略称。パリ協定が求める水準と整合した 5～15 年先を目標年として企業が設定する、温室効果ガス排出量削減目標のこと。Scope 1 及び 2 を対象とする「中小企業版」と Scope 1～3 を対象とする「通常版」がある。

※2 令和 6 年度省エネ・節電・EMS 診断事業 (https://chiemori.jp/smart/support/y2024/r6_ems.html)

(2) 中小企業及び金融機関行員向けセミナーの開催

業務内容は以下のとおりとし、実施方法、日時等については、京都府と協議の上決定するものとする。①及び②ともに、昨年度の環境省「地域ぐるみでの脱炭素経営支援体制構築モデル事業」での成果^{※3}を有効活用しながら実施する方針とする。また、会場は、京都府庁舎内の会議室等を想定する。

① 中小企業向けセミナーの開催

ア 内容：

- ・ 中小企業を取り巻く脱炭素化の動きについて
- ・ 地域脱炭素・京都コンソーシアム^{※4}における中小企業における脱炭素経営に向けた支援メニュー等を活用した脱炭素化に向けた取組について
- ・ 脱炭素経営に取り組む中小企業のモデル事例紹介

イ 開催時期：12 月頃

ウ セミナー時間：1 時間 30 分～2 時間程度を 1 回

エ 開催方法：

現地会場及びオンライン会議のハイブリット開催とする。合わせて、開催後も京都府 HP 等でセミナー内容を閲覧できるよう、セミナーのアーカイブ動画を作成すること。

オ 研修の講師：

専門的な知識をもつ者を府と協議の上、選定すること。合わせて、中小企業の事例報告にあたっては、適切な者を府と協議の上、選定する。

② 金融機関向けスキルアップ講座の開催

ア 内容：

- ・金融機関を取り巻く脱炭素化の動きについて
- ・地域脱炭素・京都コンソーシアムにおける中小企業における脱炭素経営に向けた支援メニュー等を活用した融資先企業の脱炭素化に向けた支援について

イ 開催時期：11月頃

ウ セミナー時間：1時間30分～2時間程度を1回

エ 開催方法：

現地会場及びオンライン会議のハイブリット開催とする。合わせて、開催後も京都府HP等でセミナー内容を閲覧できるよう、セミナーのアーカイブ動画を作成すること。

オ 研修の講師：専門的な知識をもつ者を府と協議の上、選定すること。

※3 昨年度の環境省「地域ぐるみでの脱炭素経営支援体制構築モデル事業」での成果

(<https://www.pref.kyoto.jp/tikyuu/enterprise/esg/sienmenu.html>)

※4 地域脱炭素・京都コンソーシアム：地域金融機関のネットワークを活用して、融資先企業の脱炭素化を促すことを目的に、地域金融機関や経済団体等とともに設立

(<https://www.pref.kyoto.jp/consortium/index.html>)

(3) 「地域脱炭素・京都コンソーシアム検討会議」の運営支援

地域金融機関のネットワークを活用して、融資先企業の脱炭素化を促すことを目的に、地域金融機関や経済団体等とともに設立した「地域脱炭素・京都コンソーシアム」の運営支援を以下のとおり、実施することとする。

会議における事務局資料の作成支援及びプレゼンテーションを実施すること。（検討会議の開催は1回、プレゼンテーションには、(1) (2)の業務に係る成果を含むこと。）

(4) 成果に関する発信

サプライチェーンの脱炭素化及び中小企業の脱炭素経営支援に関する取組を広く発信するため、(1) (2) (3)の取組に係るウェビナー等で1回以上発信すること。なお、ウェビナー等の開催に必要な準備は京都府が行うものとする。

(5) 業務報告書の作成

本業務の実施内容及び成果を業務報告書として取りまとめ、京都府に提出すること。

3 業務体制

以下の全ての条件を満たす者が業務を行うこと。

- (1) SBT等の国際認証制度の取得支援や非財務情報の開示支援の実績又はノウハウを有すること
- (2) 企業のサステナビリティ経営支援の実績を有すること
- (3) Scope 3も含めた排出量の算定を行える専門性と体制を有すること
- (4) 直近3年間にサプライチェーン脱炭素化に関連する業務を官公庁と行った実績を有すること

4 成果物

業務の成果を報告書にまとめ、次のとおり提出すること。

(1) 納入物

業務報告書（A4判）1部及び当該報告書の電子データ一式

(2) 納期

令和7年3月14日（金）

(3) 納入先

京都府総合政策環境部脱炭素社会推進課

5 その他

本仕様書に明記なき事項については、速やかに京都府と協議の上これを決定すること。

本事業において支援対象企業及び連携事業者に関して知り得た情報について、本事業の実施期間及び終了後を問わず、第三者に開示・漏えいしてはならない。ただし、当該事業者から事前に承諾を得た場合はこの限りでない。

また、成果物に関する著作権等は、納品の完了をもって受託者から京都府に譲渡されるものとする。

以上